高岡市中田東部土地区画整理組合	高岡市中田東部土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	富山県高岡市常国の1部、下麻生の1部、中田の1部	平成十四年度～平成二十年度
津幡町北中条地区土地区画整理組合	津幡町北中条地区土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	石川県河北郡津幡町字北中条1丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の各全部、字北中条ル、字横浜く、字横浜ほ、字中須加の各1部	平成十一年度～平成二十年度
金沢市大桑第三土地区画整理組合	金沢都市計画事業金沢市大桑第三土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	石川県金沢市大桑一丁目、大桑二丁目、大桑三丁目の全部	平成十年度～平成二十年度
知多岡田善坪・西二タ俣土地区画整理組合	知多岡田善坪・西二タ俣土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	愛知県知多市岡田字善坪、字二芳橋、字西二タ俣の各1部	平成十三年度～平成二十一年度
知立上重原特定土地区画整理組合	知立市知立上重原特定土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	愛知県知立市上重原一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、東上重原三丁目、四丁目及び五丁目の各全部、東上重原一丁目、二丁目及び六丁目の各1部	平成十一年度～平成十九年度
京阪電気鉄道株式会社	東野田町1丁目地区土地区画整理事業の画地確定測量図及び換地計画書、東野田町1丁目地区調査簿	大阪府大阪市都島区東野田町一丁目の1部	平成十九年度～平成二十年度
貝塚市東山丘陵土地区画整理組合	南部大阪都市計画事業東山丘陵特定土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	貝塚市東三丁目～七丁目の各全部	平成八年度～平成二十年度
神戸市白水特定土地区画整理組合	神戸国際港都建設事業白水特定地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	兵庫県神戸市西区白水一丁目の一部、白水二丁目の一部、和井取の一部、伊川谷町潤和の一部、玉津町高津橋の1部	平成五年度～平成二十年度
下関新下関西土地区画整理組合	下関新下関西土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	山口県下関市伊倉新町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目の各全部、伊倉町二丁目の一部、伊倉本町の一部	平成十九年度
周南市	熊毛都市計画事業中央土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	三口県周南市呼坂本町、熊毛中央町、高水原一丁目、高水原二丁目の各1部	平成二十年度
粕屋町篤与丁北部土地区画整理組合	福岡都市計画事業粕屋町篤与丁北部土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書	福岡県糟屋郡粕屋町篤与丁二丁目の一部	平成十九年度～平成二十一年度

公　示

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人春日民雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成21年12月8日　横浜地方法務局

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記1の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことが可能となったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本公告から起算して3箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成21年12月8日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び最後に知り得た住所
東京都あきる野市雨間字上野原198番2 畑　206.47m²	岩橋　辰雄 東京都世田谷区上馬2丁目247

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記1の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本公告から起算して3箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成21年12月8日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び最後に知り得た住所
神奈川県横須賀市長井三丁目2575番4 畑　329m²	鏑淵海水利用工業株式会社 東京都向島区隅田町2丁目1612番地
神奈川県横須賀市長井三丁目2575番9 畑　36m²	

職員の免職処分

名古屋家庭裁判所

裁判所書記官　柴田　昌伸

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第78条第3号により免職する。

平成21年11月24日

名古屋家庭裁判所長　安江　勤

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第４０４号

大阪市北区扇町2丁目4番20号財団法人田附興風会医学研究所北野病院内

申立人　財団法人田附興風会

本籍山口県下関市豊浦町大字小串917番地、最後の住所兵庫県伊丹市緑ケ丘2丁目104番地の5、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日平成20年12月11日、出生の場所兵庫県伊丹市、出生年月日昭和24年5月29日、職業不詳

被相続人　亡　佐田　玄

事務所兵庫県伊丹市西台4丁目1番29号ＹＫビル4階

相続財産管理人　司法書士　迫田　博幸

神戸家庭裁判所伊丹支部